

新潟県条例第36号

新潟県計量法関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟県計量法関係手数料条例（平成17年新潟県条例第102号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
手数料を納めなければならない者	名称	区 分	手数料の額	手数料を納めなければならない者	名称	区 分	手数料の額
1 法第16条第1項第2号イの規定に基づく検定を受けようとする者	検定手数料	(略)		1 法第16条第1項第2号イの規定に基づく検定を受けようとする者	検定手数料	(略)	
		(2) 質量計				(2) 質量計	
		ア 非自動はかり（最小の目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。）又は表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下同じ。）がひょう量の1万分の1未満のものを除く。）				ア 非自動はかり（最小の目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。）又は表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下同じ。）がひょう量の1万分の1未満のものを除く。）	
		(7) 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの				(7) 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの	
		a (略)	(略)			a (略)	(略)
		b (略)	(略)			b (略)	(略)
c (略)	(略)	c (略)	(略)				
d (略)	(略)	d (略)	(略)				
e (略)	(略)	e (略)	(略)				

		(イ) 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの a (略) (略) b (略) (略) (ウ) (ア)又はは(イ)に掲げるものの以外のもの a (略) (略) b (略) (略) c (略) (略) d (略) (略) e (略) (略) f (略) (略) g (略) (略) h (略) (略) i (略) (略) j (略) (略) k (略) (略) l (略) (略) m (略) (略) n (略) (略) o ひょう量が50トンを超えるもの 1個につき <u>39,500円</u> イ (略) (略) ウ 分銅 (ア) (略) (略) (イ) (略) (略) エ 定量おもり又は定量増おもり (ア) (略) (略) (イ) (略) (略) (ウ) (略) (略) (略)	
(略)			
3	法第17条第1項の	特殊容器製造	1件につき <u>169,500円</u>

		(イ) 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの a (略) (略) b (略) (略) (ウ) (ア)又はは(イ)に掲げるものの以外のもの a (略) (略) b (略) (略) c (略) (略) d (略) (略) e (略) (略) f (略) (略) g (略) (略) h (略) (略) i (略) (略) j (略) (略) k (略) (略) l (略) (略) m (略) (略) n (略) (略) o ひょう量が50トンを超えるもの 1個につき <u>39,400円</u> イ (略) (略) ウ 分銅 (ア) (略) (略) (イ) (略) (略) エ 定量おもり又は定量増おもり (ア) (略) (略) (イ) (略) (略) (ウ) (略) (略) (略)	
(略)			
3	法第17条第1項の	特殊容器製造	1件につき <u>169,200円</u>

規定に基づく指定の申請に対する審査を受けようとする者	事業者指定申請手数料			規定に基づく指定の申請に対する審査を受けようとする者	事業者指定申請手数料		
4 法第19条第1項の規定に基づく定期検査を受けようとする者	定期検査手数料	(1) 非自動はかり（最小の目量又は表記された感量がひょう量の1万分の1未満のものを除く。） ア 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの (ア) (略) (略) (イ) (略) (略) (ウ) (略) (略) (エ) (略) (略) イ (略) (略) ウ ア又はイに掲げるものの以外のもの (ア) (略) (略) (イ) (略) (略) (ウ) (略) (略) (エ) (略) (略) (オ) (略) (略) (カ) (略) (略) (キ) (略) (略) (ク) (略) (略) (ケ) (略) (略) (コ) (略) (略) (サ) ひょう量が50トン以下のもの 1個につき <u>31,700円</u> (シ) ひょう量が50トンを超える 1個につき <u>54,300円</u>		4 法第19条第1項の規定に基づく定期検査を受けようとする者	定期検査手数料	(1) 非自動はかり（最小の目量又は表記された感量がひょう量の1万分の1未満のものを除く。） ア 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの (ア) (略) (略) (イ) (略) (略) (ウ) (略) (略) (エ) (略) (略) イ (略) (略) ウ ア又はイに掲げるものの以外のもの (ア) (略) (略) (イ) (略) (略) (ウ) (略) (略) (エ) (略) (略) (オ) (略) (略) (カ) (略) (略) (キ) (略) (略) (ク) (略) (略) (ケ) (略) (略) (コ) (略) (略) (サ) ひょう量が50トン以下のもの 1個につき <u>31,600円</u> (シ) ひょう量が50トンを超える 1個につき <u>54,200円</u>	

		るもの	
		(略)	
5 法第91条第2項の規定に基づく検査を受けようとする者	届出製造事業者品質管理検査手数料		1件につき <u>444,200円</u>
6 法第102条第1項の規定に基づく基準器検査を受けようとする者	基準器検査手数料	(略) (4) 基準タンク ア (略) イ 全量が1立方メートル以下のもの	(略) 1個につき、 <u>3万5,500円</u> に1を超えるゲージグラスの数に <u>1万7,750円</u> を乗じて得た額を加算した額
7 法第107条の規定に基づく計量証明事業の登録の申請に対する審査を受けようとする者	計量証明事業登録申請手数料		1件につき <u>56,100円</u>
(略)			
12 法第116条第1項の規定に基づく計量証明検査を受けようとする者	計量証明検査手数料	(略) (4) 騒音計 ア (略) イ 使用最大周波数が8,000ヘルツを超えるもの (5) 振動レベル計 (6) 濃度計	(略) 1個につき <u>38,900円</u> 1個につき <u>33,800円</u>

		るもの	
		(略)	
5 法第91条第2項の規定に基づく検査を受けようとする者	届出製造事業者品質管理検査手数料		1件につき <u>443,400円</u>
6 法第102条第1項の規定に基づく基準器検査を受けようとする者	基準器検査手数料	(略) (4) 基準タンク ア (略) イ 全量が1立方メートル以下のもの	(略) 1個につき、 <u>3万5,400円</u> に1を超えるゲージグラスの数に <u>1万7,700円</u> を乗じて得た額を加算した額
7 法第107条の規定に基づく計量証明事業の登録の申請に対する審査を受けようとする者	計量証明事業登録申請手数料		1件につき <u>56,000円</u>
(略)			
12 法第116条第1項の規定に基づく計量証明検査を受けようとする者	計量証明検査手数料	(略) (4) 騒音計 ア (略) イ 使用最大周波数が8,000ヘルツを超えるもの (5) 振動レベル計 (6) 濃度計	(略) 1個につき <u>38,800円</u> 1個につき <u>33,700円</u>

ア ジルコニア式酸素濃度計又は磁気式酸素濃度計 1個につき 97,100円

イ 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計 1個につき 128,700円

ウ 紫外線式二酸化硫黄濃度計（コに掲げるものを除く。） 1個につき、9万6,700円に3を超える表示機構の数に2万2,100円を乗じて得た額を加算した額

エ 紫外線式窒素酸化物濃度計（コに掲げるものを除く。） 1個につき、10万8,100円に3を超える表示機構の数に2万2,100円を乗じて得た額を加算した額

オ 非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計 1個につき、10万2,400円に、1を超える検出部の数に5万1,200円を乗じて得た額と3を超える表示機構の数に2万2,100円を乗じて得た額を加算した額

カ 非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計 1個につき、11万8,300円に、1を超える検出部の数に5万9,150円を乗じて得た

ア ジルコニア式酸素濃度計又は磁気式酸素濃度計 1個につき 96,900円

イ 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計 1個につき 128,500円

ウ 紫外線式二酸化硫黄濃度計（コに掲げるものを除く。） 1個につき、9万6,500円に3を超える表示機構の数に2万2,100円を乗じて得た額を加算した額

エ 紫外線式窒素酸化物濃度計（コに掲げるものを除く。） 1個につき、10万7,900円に3を超える表示機構の数に2万2,100円を乗じて得た額を加算した額

オ 非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計 1個につき、10万2,200円に、1を超える検出部の数に5万1,100円を乗じて得た額と3を超える表示機構の数に2万2,100円を乗じて得た額を加算した額

カ 非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計 1個につき、11万8,100円に、1を超える検出部の数に5万9,050円を乗じて得た

		額と3を超える表示機構の数に2万2,100円を乗じて得た額を加算した額			額と3を超える表示機構の数に2万2,100円を乗じて得た額を加算した額	
	キ 非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計	1個につき、 <u>10万3,300円</u> に、1を超える検出部の数に <u>5万1,650円</u> を乗じて得た額と3を超える表示機構の数に2万2,100円を乗じて得た額を加算した額		キ 非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計	1個につき、 <u>10万3,100円</u> に、1を超える検出部の数に <u>5万1,550円</u> を乗じて得た額と3を超える表示機構の数に2万2,100円を乗じて得た額を加算した額	
	ク 化学発光式窒素酸化物濃度計	1個につき、 <u>11万200円</u> に3を超える表示機構の数に2万2,100円を乗じて得た額を加算した額		ク 化学発光式窒素酸化物濃度計	1個につき、 <u>11万円</u> に3を超える表示機構の数に2万2,100円を乗じて得た額を加算した額	
	ケ (略)	(略)		ケ (略)	(略)	
	コ (略)	(略)		コ (略)	(略)	
(略)				(略)		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後納入すべき手数料について適用し、同日前に納入すべき手数料については、なお従前の例による。